

「イスラエル国産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティ生果実に関する植物検疫実施細則」一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の付表第6のイスラエル国産のシャムテ種及びパレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにスウィーティの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 検査及び消毒の確認 （1）消毒実施の確認 告示6の消毒の確認は、次により、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。 ア ㄱ 〔略〕 ウ （2）輸出検査の確認 告示6の検査の確認は、次により、原則としてイスラエル国植物防疫機関が行う検査と共同して行うものとする。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の1の項のイスラエル国産のシャムテ種及びパレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにスウィーティの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 検査及び消毒の確認 （1）消毒実施の確認 告示3の（3）の消毒の確認は、次により、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。 ア ㄱ 〔略〕 ウ （2）輸出検査の確認 告示3の（3）の検査の確認は、次により、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う検査と共同して行うものとする。

改 正 後	現 行										
ア 生果実の種類別にこん数の２パーセント以上について行い、<u>検疫有害動植物</u>，特にチチュウカイミバエのほかカイガラムシ類がないことを確認すること。 イ [略] (3) <u>植物検疫証明書</u> 植物防疫官は，（１）の確認により消毒が完全に行われたこと及び（２）の確認により<u>検疫有害動植物</u>がないことを確認したときは，<u>植物検疫証明書の余白に氏名を記入し，押印するものとする。</u> [削る]	ア 生果実の種類別にこん数の２パーセント以上について行い、<u>有害動物又は有害植物</u>，特にチチュウカイミバエのほかカイガラムシ類がないことを確認すること。 イ [略] (3) <u>検疫証明書の付記</u> 植物防疫官は，（１）の確認により消毒が完全に行われたこと及び（２）の確認により<u>有害動物又は有害植物</u>がないことを確認したときは，<u>次の様式により，植物検疫証明書の裏面（余白）にそれぞれ確認したことを付記するものとする。</u> <table><tr><td>区 分</td><td>確認者氏名 印</td><td rowspan="3">↑ 3 センチ メートル ↓</td></tr><tr><td>消毒確認 月 日 時</td><td></td></tr><tr><td>検査確認 月 日 時</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">← 10センチメートル →</td><td></td></tr></table>	区 分	確認者氏名 印	↑ 3 センチ メートル ↓	消毒確認 月 日 時		検査確認 月 日 時		← 10センチメートル →		
区 分	確認者氏名 印	↑ 3 センチ メートル ↓									
消毒確認 月 日 時											
検査確認 月 日 時											
← 10センチメートル →											

改正後	現 行
2 消毒施設 〔略〕 (1) 原則として、消毒後の生果実を陸送することなく船積みすることができる場所に位置するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 ア <u>こん包が密閉型のもの</u> イ <u>こん包の通気孔に網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているもの</u> ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われているもの</u>	2 消毒施設 〔略〕 (1) 原則として、消毒後の生果実を陸送することなく船積みすることができる場所に位置するものであること。ただし、<u>こん包が密閉型のもの又はこん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものについては、この限りでない。</u>
4 積み込み時の措置 <u>告示7の積み込み時の措置は、次のいずれかによるものとする。</u>ただし、航空機へ積み込むときの措置は、<u>（2）又は（3）に限るものとする。</u> (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> 5 表示	4 積み込み時の措置 <u>告示6の積み込み時の措置は、（1）又は（2）によるものとする。</u>ただし、航空機へ積み込むときの措置は、<u>（2）によるものとする。</u> (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 5 表示

改正後

告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとする。

(輸出植物検疫終了の表示)

スタンプの場合

JAFFA P.Q.

ISRAEL

ラベルの場合は次の(1)から(4)までのいずれかであること。

(1)



(2)



(3)



(4)



現行

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

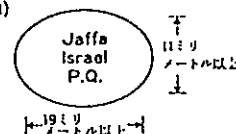
(生果実の表示)

スタンプの場合

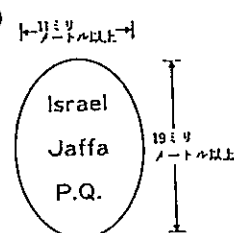
JAFFA P.Q. 16ミリ
ISRAEL ノートル
35ミリノートル

ラベルの場合は次の(1)から(4)までのいずれかであること。

(1)



(2)



(3)



(4)



改正後	現 行
(こん包の表示) FOR JAPAN 又は 日本 6 輸入検査 植物防疫法第8条第1項の規定により実施される輸入検査はイスラエル国産の生果実については、次によるものとする。 [削る]	(こん包の表示) FOR JAPAN 16センチ メートル以上 2.3センチ メートル以上 又は 日本 4.2センチ メートル以上 2.2センチ メートル以上 6 輸入検査の実施 植物防疫法第8条第1項の規定により実施される輸入検査はイスラエル国産の生果実については、次によるものとする。 (1) 輸入検査の場所 輸入検査は、規則第6条第1項に掲げる港及び飛行場のうち、主として次の港及び飛行場の植物防疫官が指定する場所

改 正 後	現 行
(1) 輸入検査の実施 ア [略] イ 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、<u>告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合</u>、告示4の封印がなされていない場合、<u>告示8の表示がなされていない場合</u>又はこん包が破損している場合には当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 ウ [略] (2) その他 [略]	<u>において行うものとする。</u> ア 港：京浜港，名古屋港，大阪港，神戸港，関門港，那覇港 イ 飛行場：新東京国際空港，東京国際空港，大阪国際空港， 那覇空港 (2) 輸入検査の実施 ア [略] イ 植物防疫官は、<u>告示3の（3）の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合</u>，告示4の封印が<u>こん包</u>になされていない場合，<u>告示7の表示がなされていない場合</u>又はこん包が破損している場合には，当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 ウ [略] (3) その他 [略]